

補装具費支給事務取扱指針改正(案)の概要

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

- 告示別表は告示の製作要素及び完成用部品は価格算定基準を示したものであって、支給の可否を示すものではないことに留意することを追加(P.1)。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

○ 「一部特例」を追加(P.5)

別表に定める製作要素及び完成用部品によることができない構成要素が一部に限られる場合は、特例補装具の定めにかかわらず、「一部特例」として、基準内の補装具として支給判定して差し支えないこととした。

○ 差額自己負担が認められる例にコスメチックグローブ及び眼鏡の例を追加(P.7)

装飾用義手のコスメチックグローブについて、健側手部をミラーリングする等フルオーダーメイドで作製した場合及び眼鏡(矯正用)のレンズを超薄型レンズに変更したい場合に、支給決定額との差額を自己負担して差し支えないことを追記した。

2 補装具費支給に係る事務処理について

○ 施設入所者に対する事務処理を追加(P.12)

更生相談所は、オンライン、動画又は書類により判定を行い、来所によらなければ支給の可否が判断できないと更生相談所が判断した場合は、来所による判定を行って差し支えないが、その場合、市町村は必要に応じて、施設所在地を管轄する更生相談所に判定依頼を行うことができることとした。

6 補装具費の支給手順

- 判定における完成用部品の比較検討に際しての借受けに係る手続きを明記(P.15-16)
- 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品の借受けにおいては、修理基準による完成用部品の交換に要する上限価格を加算して差し支えないこととし、更生相談所が判定(処方を含む。)の際に複数の完成用部品についての比較検討を事業者に指示した場合は、0.5月あたりの基準額を算定することとした。また、完成用部品の比較検討を事業者に指示したにもかかわらず、借受けに係る補装具費を支給しないことは適切ではないこととした。

11 補装具事業者との連携

- 見積書等に事業者の押印がないことのみをもって不備とすることのないよう柔軟に対応することとした。(P.18)

別表1 補装具の対象者について

- 車椅子から電動車椅子に種目を変更する場合、廃用による身体機能低下を防止する観点から原則として簡易形アシスト式とすることとし、操作能力において、「坂道走行」に「特に下り坂での停止」を追記した。(P.21-22)
- 電動車椅子の名称に係る判定の目安について、以下の図に改正した。(P.22)

平坦路における 車椅子自走の可否	日常生活(通勤又は通学を含む。) における坂道・悪路での車椅子 自走の可否 ※ () は、電動車椅子簡易形 (アシスト式) での自走の可否	補装具費の支給を検討することと なる電動車椅子の名称及び区分
可	一部不可 (可)	簡易形 (アシスト式)
	不可 (可)	簡易形 (アシスト式)
	不可 (不可)	※速度制御機能付に限る 簡易形 (切替式)
不可	不可	標準形又は簡易形 (切替式)